

東海東京証券オンライントレード向け QUICK IS-Web 情報等利用規定

第1条（本規定の趣旨）

本規定は、東海東京証券株式会社（以下「当社」といいます。）のオンライントレードに株式会社 QUICK が提供し表示する QUICK IS-Web サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する取り決めです。当社は株式会社 QUICK と当社との契約に基づき、本サービスにかかる利用申込の受付および利用者の認証等に関する業務を行います。

第2条（本サービスの利用）

- 1 当社は、お客様が当社のオンライントレード専用サイトで初回認証手続きを行うことをもって、お客様が本規定の内容を理解しこれを遵守することに合意したうえで当社に対して本サービスにかかる利用申込を行ったものとみなします。
- 2 前項の申込に対して当社がなす承諾は、株式会社 QUICK を代理してなすものであり、お客様は本規定における権利義務がお客様と株式会社 QUICK 間においても発生するものであることを確認します。

第3条（法令等の遵守）

本サービスの利用にあたっては、お客様ならびに当社は、本規定、各種法令ならびに日本証券業協会および金融商品取引所の諸規則を遵守するものとします。

第4条（本サービスの内容）

- 1 本サービスの内容は、株式会社 QUICK が提供する QUICK IS-Web 情報および自動更新株価ボード機能です。本サービスは、情報の提供元（株式会社東京証券取引所、株式会社日本経済新聞社を含みますがこれに限りません。以下「情報提供元」といいます。）から取得する情報の内容の正確性および信頼性について調査確認したうえで提供するものではありません。また、技術上不可避な理由によって情報伝達の遅延や中断が生じることがあります。
- 2 本サービスによる情報提供の性格上、当社、株式会社 QUICK および情報提供元は、次に掲げる事項のいずれかにより生じるお客様および第三者の損害については、その原因の如何を問わず、その責を負わないものとします。
 - (1) 本サービスの情報内容の誤謬および脱落
 - (2) 本サービスの情報伝達の遅延および不能
 - (3) 通信回線およびシステム機器の障害
 - (4) 当社、株式会社 QUICK または情報提供元の事由による本サービスの情報内容の変更
 - (5) 自動更新株価ボードのバグ等
 - (6) その他天災地変などによる障害等

第5条（利用期間）

本サービスの利用期間は、申し込み日から第8条に基づき本規定が解除される日までとします。

第6条（利用料）

- 1 本サービスの利用料（以下「利用料」という。）は、当社が別に定める金額および方法でお客様からお支払いいただくものとします。
- 2 利用料の支払いは、当社が定める時期より支払いを開始するものとします。
- 3 当社は、お客様に利用料支払月の1ヵ月前までに通知することにより、利用料の改定または利用料の算出方式を変更することができるものとします。
- 4 一旦お支払いいただいた利用料は、中途解約された場合も含めいかなる事由でも返却いたしません。ただし、第8条（規定の解除）の（4）号または（5）号の事由に該当する場合は、利用月数で按分した金額を返却いたします。

第7条（利用制限）

- 1 お客様は、本サービスに関する一切の知的財産権は、株式会社 QUICK または情報提供元に帰属することをご確認のうえ、本サービスの情報をお客様自身のためにのみ、かつ本サービスをご利用いただくためのアクセス権を有する方限りでご利用するものとし、以下の目的ではご利用できないものとします。
 - (1) 本サービスの情報を第三者に提供すること
 - (2) 本サービスの情報の再配信を行うこと
 - (3) 本サービスの情報を独自に加工すること
 - (4) 本サービスの情報を複製または加工したものを第三者に提供すること
 - (5) 本サービスへのアクセス権を他人に譲渡または転貸すること
- 2 お客様は、本サービスにおいて提供される機能「自動更新株価ボード」については、日本国内における非独占的使用権のみ与えられ、その他の権利は一切付与されないことをご確認のうえ、以下の方法ではご利用できないものとします。
 - (1) 自動更新株価ボードを複製、逆アセンブルまたは逆コンパイルすること
 - (2) 自動更新株価ボードの全部または一部を改変すること
 - (3) 自動更新株価ボードを、有償、無償を問わず、譲渡、使用許諾その他方法で第三者に使用させること
 - (4) 自動更新株価ボードを、担保の目的に供すること
 - (5) 自動更新株価ボードの内容を第三者に開示すること
- 3 事由の如何を問わず、お客様は、本規定が終了または解除された場合は、自動更新株価ボードを消去するものとします。

第8条（本規定の解除）

当社は、次にかかげる事項のいずれかに該当する場合は、本規定を解除します。

- (1) お客様がオンライントレードの利用中止の申し出をされた場合
- (2) お客様が本規定に違反した場合または利用料の支払い期日までに料金が支払われない場合
- (3) お客様が本規定に照らし不相当であると当社または株式会社 QUICK が判断した場合
- (4) やむを得ない事由により当社が解約を申し出た場合
- (5) 株式会社 QUICK または情報提供元の事由により本サービスを提供できなくなった場合

第9条（本規定の変更）

本規定は、法令の変更、監督官庁の指示またはその他の必要性を生じたときは、変更されることがあります。

附 則

この規定は、平成22年12月20日より適用します。